

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目 次

## 〔告 示〕

- 尿尿処理槽及び合併処理処理槽の構造方法を定める件の一部を改正する件（国土交通一五四）

## 〔公 告〕

## 諸事項

## 裁判所

## 公示催告、破産、免責、再生関係

## 特殊法人等

## 厚生年金基金解散・清算人就任関係

## 地方公共団体

## 行旅死亡人関係

## 会社その他

## 会社決算公告

二五 二三 二一



告 示

告 示

- 国土交通省告示第百五十四号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十一条第二項の規定及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十五条第一項の規定に基づき、昭和五十五年建設省告示第千二百九十二号の一部を次のように改正する。

平成十八年一月十七日

国土交通大臣 北側 一雄

第一中「生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が六十五パーセント以上及び合併処理処理槽からの放流水のBOD（第四を除き、以下「放流水のBOD」という。）が一リットルにつき九ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないもの」を「環境省関係処理槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）第一条の二に規定する放流水の水質の技術上の基準に適合する合併処理処理槽」に、「のいずれか」を、「第六第一号から第五号まで、第七第一号若しくは第二号、第八第一号若しくは第二号、第九第一号若しくは第一号、第十第一号若しくは第一号又は第十一号若しくは第二号」に改め、第一「ただし書を削り、第一第一号」中「前号の〔〕」を「前号〔〕」に、「同号の〔〕」を「同号〔〕」に改め、同号〔〕中「前号〔〕」に、「同号の〔〕」を「同号〔〕」に改め、同号〔〕中「第一号の〔〕」を「第一号四」に改め、第一第三号〔〕中「第一号の〔〕」を「第一号〔〕」に、「同号の〔〕」を「同号〔〕」に改め、同号〔〕中「第一号の〔〕」を「第一号〔〕」に改め。

第二及び第三を次のように改める。

## 第二及び第三 刪除

第四中「BOD」を「生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）」に改め、第四第一号〔〕中「〔〕」を「〔〕」に改め、第四第二号中「第一第一号の〔〕」を「第一第一号〔〕」に改める。第六中「放流水のBOD」を「合併処理処理槽からの放流水のBOD（以下「放流水のBOD」という。）」に改め、第六第一号及び第二号を次のように改める。

## 一 回転板接觸方式

〔〕及び〔〕から〔〕までに定める構造の沈殿分離槽、回転板接觸槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で處理対象人員が五十人以上五百人以下であるもの又は〔〕及び〔〕に定める構造のスクリーン及び砂槽に、〔〕から〔〕までに定める構造の流量調整槽、回転板接觸槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、〔〕に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（處理対象人員が五百人以上の場合は、〔〕及び〔〕に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽）を備えた構造で處理対象人員が百人以上であるもの。

## 〔〕 沈殿分離槽

〔〕二室又は三室に区分し、直列に接続すること。  
〔〕 有効容量は、處理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

$n \leq 100$	$V = 1.65qn$
$101 \leq n \leq 200$	$V = 165q + 1.1q(n - 100)$
$n \geq 201$	$V = 275q + 0.55q(n - 200)$

この表において、n、V及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n 处理対象人員（単位 人）  
V 有効容量（単位 立方メートル）  
q 一人当たりの日平均汚水量（単位 立方メートル）

- (八) 第一室の有効容量は、二室に区分する場合においては、沈殿分離槽の有効容量のおおむね三分の二とし、三室に区分する場合においては、おおむね二分の一とすること。
- (二) 各室の有効水深は、一・八メートル以上五メートル以下とする。
- (三) 第一室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね三分の一から四分の一までの深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。
- (四) 各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね二分の一から三分の一までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。
- (五) ポンプにより沈殿分離槽へ污水を移送する場合においては、当該ポンプの一回当たりの送水容量を日平均汚水量のおおむね一・五倍に相当する容量とし、ポンプ升の有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、污水があふれ出ない容量とすること。
- (六) 流入水の流量変動が大きい場合においては、流量を調整することができる構造とすること。
- (七) スクリーン
- (八) 荒目スクリーン（処理対象人員が五百人以下の場合においては、荒目スクリーン及び沈砂槽に代えて、ばつ気型スクリーンを設けることができる）及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。
- (九) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね五十ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる構造とすること。
- (十) ばつ気型スクリーンは、目幅の有効間隔を三十ミリメートル程度とし、下部に散気装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。
- (十一) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を一ミリメートルから二・五ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等及び砂等を貯留するほか、除去した汚物等及び砂等を貯留することができる構造とすること。
- (十二) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を一ミリメートルから二・五ミリメートル程度とし、下部に散気装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔が五ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。
- (十三) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破碎装置と組み合わせること。ただし、処理対象人員が五百人以下の場合は、この限りでない。
- (十四) 破碎装置は、汚物等を有效地に破碎することができる構造とし、目幅の有効間隔が二十ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。
- (十五) 沈砂槽
- (十六) 有効容量は、一時間当たりの最大汚水量の六十分の一に相当する容量以上とする。ただし、ばつ気装置を設ける場合は、一時間当たりの最大汚水量の六十分の三に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。
- (十七) 槽の底部は、ホッパー型とし、排砂装置を設けること。
- (十八) 流量調整槽
- (十九) 流量調整槽から移送する一時間当たりの汚水量は、当該槽に流入する日平均汚水量の二十分の一倍以下となる構造とすること。
- (二十) 汚水を攪拌することができる装置を設けること。
- (二十一) 有効水深は、一メートル（処理対象人員が五百人以上の場合は、一・五メートル以上とする）。ただし、槽の底部及び上端から砂等を貯留する排砂槽を設けること。
- (二十二) 当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。

$q = 2.3 + (15q - 2.3)(n - 50) / 40$	この表において、 $n$ 、 $V$ 及び $q$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。
$n$ 処理対象人員（単位 人）	処理対象人員が九十人以下の場合は、次の表の計算式によつて計算した容量以上とする。
$V$ 有効容量（単位 立方メートル）	

- (二十三) 槽の水面の面積は、水面積負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては八立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては十二立方メートル（処理対象人員が五百人を超える部分については、十五立方メートル）以下となるようによつて計算した容量以上とする。
- (二十四) 槽の底部から砂等を貯留する排砂槽を設ける場合は、越流せきを設けて沈殿槽から污水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては三十立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては四十五立方メートル（処理対象人員が五百人を超える部分については、五十立方メートル）以下となるようによつて計算した容量以上とする。
- (二十五) 有効水深は、処理対象人員が百人以下の場合にあつては一メートル以上、百人以上五百人以下の場合にあつては一・五メートル以上、五百人以上の場合は、二メートル以上とする。ただし、槽の底部がホッパー型の場合は、ホッパー部の高さの二分の一に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。
- (二十六) 槽の底部がホッパー型の場合は、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。
- (二十七) ポンプにより汚水を移送する場合においては、二台以上のポンプを設けること。
- (二十八) 当該槽に流入する一日当たりの汚水量を計量し、及び記録することができる装置を設けること。
- (二十九) 当該槽から移送する一時間当たりの汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。
- (三十) 回転板接觸槽
- (三十一) 三室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。
- (三十二) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の四分の一に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の六分の一に相当する容量以上とすること。
- (三十三) 当該槽から移送する一時間当たりの汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。
- (三十四) 回転板の表面積は、回転板の表面積一平方メートルに対する日当たりの平均の流入水のBOD（以下「日平均流入水BOD」という。）が五グラム以下となるようによつてすること。
- (三十五) 回転板は、その表面積のおおむね四十パーセントが汚水に接觸すること。
- (三十六) 回転板は、回転板相互の間隔を二十ミリメートル以上とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。
- (三十七) 回転板の円周速度は、一分間に二十分メートル以下とする。
- (三十八) 槽の壁及び底部は、回転板との間隔を回転板の径のおおむね十パーセントとする等汚泥の堆積が生じ難く、かつ、汚水が回転板に有効に接觸する構造とすること。
- (三十九) 槽には上家等を設け、かつ、通気を十分に行うことができる構造とすること。
- (四十) 沈殿槽
- (四十一) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の六分の一に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の八分の一に相当する容量以上とすること。ただし、処理対象人員が九十人以下の場合は、次の表の計算式によつて計算した容量以上とする。

- (八) 消毒槽

第一第一号回に定める構造とすること。

(九) 汚泥濃縮貯留槽

(1) 汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。  
 (2) 有効容量は、流入汚水量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う容量とし、有効水深は、一・五メートル以上五メートル以下とすること。  
 (3) 流入管の開口部及び流出管又はバッフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。

(十) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。

(十一) 構内を搅拌することができる装置を設けること。

(十二) 汚泥濃縮設備

(1) 汚泥濃縮設備は、汚泥を濃縮し、脱離液を流量調整槽へ、濃縮汚泥を汚泥貯留槽へそれぞれ移送することができる構造とし、(1)又は(四)によること。

(十三) 汚泥濃縮槽

(1) 有効容量は、濃縮汚泥の引抜計画に見合う容量とし、有効水深は、二メートル以上五メートル以下とすること。

(2) 流入管の開口部及び流出管又はバッフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。

(十四) 汚泥かきよせ装置を設ける場合にあつては底部をホッパー型とし、ホッパーの勾配を水平面に対し四十五度以上とすること。

(十五) 汚泥濃縮装置

(1) 汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる構造とすること。  
 (2) 濃縮汚泥中の固体物の濃度をおおむね四パーセントに濃縮できる構造とすること。

(十六) 汚泥貯留槽

(1) 有効容量は、汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。  
 (2) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。  
 (3) 槽内を搅拌することができる装置を設けること。

(十七) 接触ばつ気方式

前号に定める合併処理浄化槽の構造で同号(四)の回転板接触槽を[一]から[九]までに定める構造の接触ばつ気槽に置き換えた構造としたもの。

(十八) 二室以上に区分し、污水が長時間接触材に接触する構造とすること。

(十九) 有効容量は、有効容量一立方メートルに対する日平均流入水BODが〇・三キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の三分の二に相当する容量以上とすること。  
 (二十) 第一室の有効容量は、第一室の有効容量一立方メートルに対する日平均流入水BODが〇・五キログラム以下となるようにし、かつ、接触ばつ気槽の有効容量の五分の三に相当する容量以上とすること。

第

- (四) 有効水深は、一・五メートル以上五メートル以下とする。

(五) 有効容量に對する接触材の充填率は、五十五パーセント以上とし、接触ばつ氣槽の底部との距離を適切に保持する等、當該槽内の循環流を妨げず、かつ、當該槽内の水流が短絡しないよう充填すること。

(六) 接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。

(七) ばつ氣装置を有し、室内的汚水を均等に攪拌し、溶存酸素を一リットルにつき一ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。

(八) 各室は、生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。

(九) 消泡装置を設けること。

(三) 六第三号〔中〕「第一第一号の〔三〕」を「第一号〔三〕」に改め、同号〔三〕及び四を次のように改める。  
第一号四に定める構造とすること。

第六第三号(中)「第一第一号の(六)」を「第一号(六)」に改め、同号(中)「第二第一号の(九)」を「第一号(九)」に改め、同号(中)「第二第一号の(十)」を「第一号(十)」に改め、第六第四号及び第五号を次のように改める。

四 長時間ばつ氣方式

(一) 及び(二)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三)から(六)までに定める構造の流量調整槽、(四)及び(五)に定める構造の汚泥濃縮貯留槽(処理対象人員が五百人以上の場合は、(八)及び(九)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽)を備えた構造で処理対象人員が百人以上あるもの。

(一) スクリーン

(一) 荒目スクリーンに細目スクリーン、破碎装置又は微細目スクリーンのいずれかをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンにあつては、流量調整槽の次に設けることができる。

(二) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね五十三ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に除去することができる構造とすること。

(三) 細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね二十三ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に除去することができる構造とすること。

(四) 破碎装置は、汚物等を有効に破碎することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね二十三ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。

(五) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を一ミリメートルから一・五ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に除去することができる装置とともに、目幅の有効間隔がおおむね二十三ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。

(六) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破碎装置と組み合わせること。

(七) 処理対象人員が五百人以下の場合は、(一)から(六)までにかかわらず、第一号(中)によることができる。

(一) 沈砂槽

(一) 第一号(三)に定める構造とすること。

(二) 流量調整槽

(一) 第一号(四)に定める構造とすること。

(三) ばつ氣槽

(一) 有効容量は、有効容量一立方メートルに対する日平均流入BODが〇・一キログラム(処理対象人員が五百人を超える部分については、〇・二キログラム)となるようにし、かつ、日平均汚水量の三分の二に相当する容量以上とする。

(二) 有効水深は、一・五メートル(処理対象人員が五百人以上の場合は、二メートル)以上五メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、五メートルを超えることができる。

(三) ばつ氣装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね一リットルにつき一ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。

(四) 沈殿槽から汚泥返送量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。

(五) 消泡装置を設けること。

(一) 有効容量は、日平均汚水量の六分の一に相当する容量以上とすること。

(二) 槽の水面の面積は、水面積負荷が八立方メートル(処理対象人員が五百人を超える部分については、十五立方メートル)以下となるようにすること。

五

(内) 消毒槽

第一号(四)に定める構造とすること。

(外) 污泥濃縮貯留槽

第一号(八)に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号(八)(中)「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ氣槽」と読み替えるものとする。

(八) 汚泥濃縮設備

第一号(九)に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号(九)(中)「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ氣槽」と読み替えるものとする。

(九) 汚泥貯留槽

第一号(八)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三)から(六)までに定める構造の流量調整槽、(四)及び(五)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三)から(六)までに定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が五千人以上であるもの。

(一) スクリーン

前号(一)に定める構造とすること。

(二) 沈砂槽

第一号(三)に定める構造とすること。

(三) 流量調整槽

第一号(四)に定める構造とすること。

(四) ばつ氣槽

前号(四)に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号(四)(中)「〇・二キログラム(処理対象人員が五百人を超える部分については、〇・三キログラム)」を「〇・六キログラム」と「三分の二」を「三分の一」と、同号(四)(中)「一・五メートル」処理対象人員が五百人以上の場合は、「二メートル」と読み替えるものとする。

(五) 沈殿槽

前号(五)に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号(五)(中)「六分の一」を「八分の一」と、同号(五)(中)「八立方メートル(処理対象人員が五百人を超える部分については、十五立方メートル)」を「十八立方メートル」と、同号(五)(中)「二百パーセント」を「百パーセント」と読み替えるものとする。

